商労文教委員会会議記録（第１号）

令和８年　７月　２日

福島県議会

１　日時

令和８年　７月　２日（木曜）

午前　１０時５８分　開会

午後　　２時　３分　散会

２　場所

商労文教委員会室

３　会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

４　出席委員

委員長	渡邊哲也	副委員長	渡辺康平
委員	長尾トモ子	委員	宮下雅志
委員	山田平四郎	委員	宮本しづえ
委員	橋本徹	委員	伊藤達也
委員	山田真太郎	委員	金澤拓哉

５　事務局職員

議事課	主査	大江由貴
政務調査課	専門員	三瓶芳和

６　説明のため出席した者

企業局

企業局長	安藤靖雄
局次長	中村一彦
工業用水道経営課長	渡邉一博

商工労働部

商工労働部長	菅野　崇

観光交流局長	藤　城　良　教
理事（企業誘致担当）	有　我　兼　一
商工労働部政策監	鈴　木　正　人
再生可能エネルギー産業推進監 兼次長（産業振興担当）	藁　谷　　豪
観光交流局次長	加　藤　泰　広
商工総務課長	中　村　英　康
経営金融課長	齋　藤　俊　之
雇用労政課長	菊　地　芳　昇
企業立地課長	工　藤　倫　也
産業振興課長	十二所　　謙
医療関連産業集積推進室長	佐　藤　保　良
次世代産業課長	植　田　隆　太
商業まちづくり課長	戸　城　和　幸
産業人材育成課長	伊　藤　裕　幸
観光交流課長	山　口　正　幸
空港交流課長	矢　野　善　民
空港利活用担当課長	本　宮　幸　治
県産品振興戦略課長	小谷野　繁　樹

7　議事の経過概要

（午前　１０時５８分　開会）

渡邊哲也委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、山田平四郎委員、宮本しづえ委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外９件、議員提出議案第157号外８件及び請願12件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程案のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

これより企業局の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課三瓶専門員である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上は自己紹介、工業用水道経営課長は次長から紹介）

渡邊哲也委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第20号を議題とする。

直ちに企業局長の説明を求める。

企業局長

（別紙「６月県議会定例会商労文教委員会企業局長説明要旨」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、工業用水道経営課長の説明を求める。

工業用水道経営課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

地方自治法の改正に伴う条例改正について、地方自治法の改正内容を聞く。

工業用水道経営課長

地方税共同機構が運営するｅＬＴＡＸを活用し、インターネットを利用した地方税の電子的な収納を可能とするため、令和６年度に地方自治法が改正された。７年度に発出された施行令では、８年９月24日から施行することとされているため、それに合わせて条例を改正する。

宮本しづえ委員

企業局の事業とどのように関連するのか。

工業用水道経営課長

新旧対照表に記載のとおり、地方自治法第243条の２の７が追加されることで、従来の２の８が２の９となるため、条例を改正する。本条例では、新たに追加された地方自治法第243条２の７は準用しないため、直接的な関係はない。

宮本しづえ委員

企業局の事業自体はあまり変わらないということか。

工業用水道経営課長

追加となった条文は電子収納についてである。企業局は約60の受水企業から水道料金を徴収しており、それを電子化することも可能だが、国は、例えば上水道料金の電子収納を想定している。電子化すると機構への委託が必要となり費用が発生するため、現時点では実施を予定していない。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

橋本徹委員

局長から説明があった小名浜製錬（株）の事業縮小に伴う小名浜工業用水道への技術的影響の調査について、具体的にどのような影響・懸念があるのか。

工業用水道経営課長

小名浜工業用水道の受水企業は４社であり、契約水量は１日当たり40万㎥弱であ

る。このうち小名浜製錬（株）の契約水量は１日当たり30万㎥であり、全体の４分の３に相当するが、当該企業が令和９年３月をもって取水を取りやめることとなった場合、現有施設で他の受水企業に継続して給水可能か技術的調査が必要となるため、検証業務を行っている。ポイントとしては、流量を絞ってポンプを運転した際に生じる異常振動や、過熱の程度や流速低下による排水への影響などを検証していく。残り３社への給水を確実に継続できるよう取り組んでいきたい。

金澤拓哉委員

小名浜製錬（株）のほかに三菱ケミカル（株）も撤退を表明しているが、契約状況を聞く。

工業用水道経営課長

三菱ケミカル（株）に対しても工業用水を供給している。

金澤拓哉委員

小名浜製錬（株）は約30万㎥を使用しているとのことだが、それがすべて無くなるわけではないのか。両社の減量見込みは既に示されているのか。

工業用水道経営課長

小名浜製錬（株）については来年３月末に撤退予定との報道があり、当課において今年度に入ってから接触し、状況を確認している。三菱ケミカル（株）についても現在、事業所と協議しており、今後、契約水量や撤退時期を確認したい。

金澤拓哉委員

今年度の計画は、２社の撤退等に伴う契約水量の削減が全く反映されてないのか。また、影響が生じた場合、契約水量が減ったからといって変動費が下がるわけではない事業構造であると思うが、どのように分析しているか。

工業用水道経営課長

今年度は、減量に関する直接的な話を聞いていない。ただし、将来的には減量に伴いスケールメリットが落ちていくので、料金を検討しなければならない。例えば施設のダウンサイジングや高効率モーターへの更新などにより、影響を極力抑えられるよう検討していきたい。

金澤拓哉委員

他社にとっては、大口利用者の撤退による値上がりは受け入れ難いと思う。現在も費用削減のために工夫していると思うが、引き続き対応願う。

宮本しづえ委員

小名浜工業用水道は４社に供給しており、小名浜製錬（株）においては全面的に供給不要となる見込みであるとの説明であった。三菱ケミカル（株）への供給量を聞く。

工業用水道経営課長

三菱ケミカル（株）との１日当たり契約水量は、いわき工業用水道で5,000㎥、小名浜製錬（株）との契約水量はいわき工業用水道で２万8,600㎥、小名浜工業用水道で30万㎥である。

宮本しづえ委員

小名浜製錬（株）に対しては２工業用水道から供給しており、小名浜工業用水道からの供給量のほうが大きいとの理解でよいか。

工業用水道経営課長

小名浜製錬（株）に対しては、小名浜工業用水道といわき工業用水道から供給している。小名浜工業用水道は小名浜港の海水をくみ上げ、１日当たり30万㎥を供給している。また、いわき工業用水道はダムの水を一定程度浄水した上で、１日当たり２万8,600㎥を供給している。

宮本しづえ委員

小名浜工業用水道だけでなくいわき工業用水道も小名浜製錬（株）撤退の影響を受けることとなり、今後、三菱ケミカル（株）小名浜工場が撤退した場合の影響も想定される。いわき及び小名浜の各工業用水道を使用している事業者において、今後、事業縮小などを計画しているところはほかにあるか。

工業用水道経営課長

現時点では大規模なものは把握していない。

宮本しづえ委員

今後の計画が分からないので何とも言えないが、企業局としては大幅な経営改善が求められると認識している。工業用水道を使用している他企業の活動に影響が出ては困るため、料金を維持できるよう対応が求められる。今後、各企業との契約水量がどの程度変化するか明らかにならなければ、計画を見直すことは難しいと思うが、計画の見直し時期を聞く。

工業用水道経営課長

現在、いわき及び小名浜の各工業用水道における契約水量減の申出があり、すぐに影響が生じ得るものもあれば、中長期的に影響し得るものもある。前者については早期に見直さなければならず、当課で作成している中長期計画の見直しについても、今後十分に検討していきたい。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって企業局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前　１１時２０分　休憩）

（午前　１１時２２分　開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

これより商工労働部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課三瓶専門員である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上は自己紹介、その他の職員は政策監・次長から紹介）

渡邊哲也委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外３件を議題とする。

直ちに、商工労働部長の説明を求める。

商工労働部長

（別紙「６月県議会定例会商労文教委員会商工労働部長説明要旨」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、観光交流局長の説明を求める。

観光交流局長

（別紙「６月県議会定例会商労文教委員会観光交流局長説明要旨」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、商工総務課長の説明を求める。

商工総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、産業振興課長の説明を求める。

産業振興課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

金澤拓哉委員

電気料金及びガス料金の高騰に対する支援について、それぞれ対象企業数を聞く。

経営金融課長

ＬＰガス料金高騰対策事業については、ＬＰガスを使用する約52万5,000世帯・事業所に対し、１世帯・事業所当たり750円値引きするものである。

特別高圧電力利用事業者支援事業については、県内の中小企業80社程度を想定している。

金澤拓哉委員

一般家庭に対する支援と同様に自動的に値引きするとの理解でよいか。

経営金融課長

ＬＰガス料金高騰対策事業については、７～９月分の使用料について10月以降の請求額から値引き予定である。特別高圧電力利用事業者支援事業は、事業者からの申請に基づき補助するものである。

金澤拓哉委員

どのような形で事業を案内するのか。

経営金融課長

特別高圧電力利用事業者支援事業については、議決後、ホームページ等により周知予定であり、過去に申請を受け付けた企業に対しては個別に連絡予定である。

金澤拓哉委員

議案第26号の権利の放棄について、回収不能と判断した理由を聞く。

産業振興課長

債務者の（有）江尻鳶興業に対し補助金の返還を求めていたが、令和７年７月に唯一の役員である江尻尚江取締役が死亡し、相続人や従業員がいないことから債権の放棄を判断した。当該事業者は債務超過であり、税務署等から差押えを受けるなど経営状態が厳しく、回収可能な資産もないことから、債権の放棄を判断するに至った。

宮本しづえ委員

関連して聞く。複数事業者によりグループを組み補助金の交付を受けていると思うが、どのような事業を実施するために補助金を申請したのか。当該事業者は債務超過となり補助金を回収できないが、グループの事業継続に影響はないのか。

産業振興課長

当該事業者を含むグループによるいわき市の復興に関する事業計画が提出され、グループの一構成団体として、当該事業者から申請があったものである。債権放棄によるグループの事業計画への影響はない。

宮本しづえ委員

グループの事業自体に大きな影響はないと理解した。債務超過や取締役の死亡が直接的な原因と思うが、とび職という業界全体の経営状況が厳しいのか、それとも当該事業者が個別の事情によりこのような状況に陥ったのか。

産業振興課長

東日本大震災により当該事業者の事務所が全壊し、建て替えのために補助金を交付決定したが、概算払後に不渡りを出し、税務署から債権を差押えられるなど経営が悪化した。本件については、とび職業界全体の課題というよりも、事業者の経営状態に起因するものと思われる。

宮本しづえ委員

当該事業者の特別な事情に起因するとのことだが、補助金の交付決定に当たっては、各事業者の状況を十分に調査していると思う。事前調査の段階で経営状況を把握できなかったのか。

産業振興課長

平成26年度に当該事業者から申請があり交付決定したが、当時は申請書類を見る限り経営状態の悪化を把握できず、補助金の概算払後に経営が悪化した。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

伊藤達也委員

代表質問において、航空宇宙推進協議会の設置について答弁があったが、具体的にどのような活動をしていくのか。

次世代産業課長

従来、ハイテクプラザが航空・宇宙産業技術研究会の事務局を務めていたが、ハイテクプラザは基本的に技術面の支援を中心に行っている。福島市や南相馬市、須賀川市周辺などの地域ごとに企業・団体による勉強会が開催されていたが、県内全域をネットワーク化できていなかったため、従来の研究会を発展させるため協議会を設置した。これにより各企業の交流やセミナーの開催、ビジネスマッチングなどの取組を強化していきたいと考えている。

伊藤達也委員

すばらしい取組である。ハイテクプラザをはじめ様々な団体があるので、しっかりとまとめてほしい。世界の宇宙産業を見ると25％が官需で75％が民需となっており、世界は外需で稼いでいる。一方、日本を見ると、毎年、宇宙関連の予算措置がされており、１兆円の宇宙戦略基金や防衛関係の予算も今後配分されると思う。現在はしっかりと財政出動があり、それに見合った研究開発が進んでいる。その間、様々な企業の誕生や消滅を繰り返していくと思うが、性能や技術の向上が期待でき

る。また、現在の日本の宇宙産業従事者は約8,900人だが、2030年までに８兆円規模を目指す中で、約10万人の雇用を要すると言われている。この産業を取り込むことで、人口減少対策にもつながり、本県が生き残れると思う。次世代産業課が事務局となるとのことで、国と民間事業者をつなぐようしっかりと役割を果たしてほしいと思うが、どうか。

次世代産業課長

期待に応えられるよう取り組みたい。県では、浜通り地域を中心にふくしま産業活性化企業立地促進補助金や地域復興実用化開発等促進事業費補助金による支援を実施しているが、現在、宇宙戦略基金による支援が拡充されており、国の動向を踏まえて取り組まなければ、うまくいかない可能性もあるため、しっかりとビジネスにつながるよう取り組みたい。

伊藤達也委員

次への投資を行う意識が大事である。今後、様々な企業が挑戦し失敗していく中でも、どんどん産業人材を増やし競争に勝てる企業が生まれれば、次のベンチャー企業が成長し、ベンチャーキャピタルも増えていくと思う。企業が失敗しても、また宇宙分野に戻ってくる可能性が高く、自動車産業からも参入してくると思うため、県として最後まで寄り添っていくイメージを定着させることが非常に重要である。南相馬市に進出している企業へ聞き取りを行うと、ここまでやってくれるのかというほど市は伴走支援してくれるとのことであり、県においても同様の姿勢が必要である。資材等の値上がりをはじめとする課題もあるため、例えば官民合同チームの相談窓口を案内するのではなく、航空宇宙推進協議会の参加事業者を訪問し、常に伴走してほしいと思うが、どうか。

次世代産業課長

既に（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構にコーディネーターを１名配置しており、定期的に企業訪問を実施している。従来から南相馬市が非常に精力的に活動しているため、多くのスタートアップが南相馬市へ進出したと思う。一方、例えば量産を見据えると南相馬市の中小企業だけでは対応できないケースも当然増えてくると思うため、県として支援したい。

伊藤達也委員

県として航空宇宙産業の支援に力を入れてきた結果、ここまで到達していると思

うため、今後もよろしく願う。

渡邊哲也委員長

質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後１時とする。

（午前　１１時５５分　休憩）

（午後　　０時５９分　開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

休憩前に引き続き一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は、発言願う。

長尾トモ子委員

テクノアカデミー浜では、室屋義秀氏と学生たちが軽量飛行機を製作するなど、他県にはないすばらしい取組を実施している。県では、航空宇宙産業に力を入れたいとの思いがあると思うが、人材育成が大事である。今後はＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想に基づき、教育庁を中心に全庁的に人材育成に取り組むと思うが、商工労働部としての人材育成に対する考えを担当課長と部長に聞く。

商工総務課長

先般、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想の採択について新聞報道があったが、本構想においては大学や研究機関、企業との連携が重視されている。商工労働部としても部内全課に構想について情報共有しながら議論を進めている。詳細は今後決定するが、引き続き教育庁と連携し、人材育成に取り組んでいきたい。本構想は高校教育改革に関する施策だが、商工労働部においても産業人材の育成、県内企業の情報発信など、産業施策を後押しする大きな推進力として、本構想と連動した取組を実施したい。

産業人材育成課長

県では、今年３月に策定した新産業人材育成指針に基づき、小学生から高校生、社会人向けに航空宇宙産業を含む新産業に関する関心を高め、技術を学んでもらう

ための取組を実施している。例えばテクノアカデミー浜及び郡山では、学生向けに航空関連の授業を実施するとともに、社会人向けの航空関連セミナー開催を予定している。さらには、小中学生や高校生が航空宇宙に関心を持つようミニロケットを制作し実際に打ち上げる取組も昨年に引き続き実施予定である。小学生から社会人まで幅広く航空宇宙関連産業に関心を持ってもらうための取組を実施したい。

商工労働部長

航空宇宙分野に限らず、県内における人材育成は非常に重要であると受け止めている。私は以前、県立高校改革監であったが、県内の優秀な生徒たちが勉強し、残念だが県外に進学し、さらに知識や技能を磨いて全国的に活躍している。今後、県内において期待が持てる産業が徐々に成長している。従来、高等学校における教育と産業との有機的な結びつきが薄かったと感じている。Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は高校教育改革の視点に基づくが、産業界と教育界が有機的に結びつく好機と考えている。教育庁と商工労働部が一体となり、県内の産業人材の育成に資するよう取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

力を入れようとの思いは伝った。今年度は、テクノアカデミーにおいては航空宇宙関係の学科への入学生が少ないが、特に小中学生に対する広報活動が必要である。教育機関だけでなく産業界としても、産業人材の育成に取り組まなければならず、生徒はもちろん、保護者に対しても広報活動を要すると思うが、今後、どのように実施予定か。

商工労働部長

県内の人材育成のためには、高校教育からではなく、小中学生の時点での取組が非常に重要であると考えている。従来、小中学生に届いていなかった本県産業に関する実績や魅力をしっかりと伝え、早い段階で工業高校やテクノアカデミーなどに関心を持ってもらうための取組が必要と考えており、今後、力を入れていきたい。

宮下雅志委員

ふくしまデスティネーションキャンペーン（ＤＣ）が６月30日で終了した。局長から説明があったとおり多くの観光客が来県し、今後、アフターＤＣにつなげるための取組を実施すると思うが、今回のＤＣの検証と今後の対応について日程も含めて聞く。

観光交流課長

局長から説明があったとおり、４月からのＤＣにおいて500の特別企画を実施した。市町村、観光事業者、旅館、ホテルなどと協力して取り組み、よかった点、悪かった点、観光客から要望があった点をしっかりと聞き取り、横展開を図っていきたいと考えている。その一環として今月から、ＡＩを活用した観光コンテンツの販売設計、選ばれる商品づくりやリピート戦略について、事業者向けのセミナーを開催予定である。今後、先進地視察も行いながら、毎年11月に東京都で開催される商談会に結びつけていく。あわせて、来年４月からのアフターＤＣをプレＤＣと同規模で実施するための準備も行う。

宮下雅志委員

本会議の答弁でも、アフターＤＣに向けた取組として地域の魅力を「磨き上げる」との言葉が随所に出てきた。課長が述べたとおり、今後、よかった点や悪かった点、要望があった点などをしっかりと検証していくとのことだが、私は、本県の文化が魅力であると思う。各地の文化を磨き上げ、経済に結びつける視点が非常に重要と感じており、全国あるいは国際レベルまで高めるために、県として品質基準をしっかりと設定していく必要がある。私は食品関連の仕事をしているが、例えば食文化については、清酒アカデミーを通して非常に高品質の酒が製造され、それが全国トップレベルにまで到達した。先日開催されたふくしまの酒味噌醤油まつりには多くの人が来場したが、味噌やしょうゆの品質基準はどうか。本県では、福島県醤油醸造協同組合が運営する醸造場で一括生産したしょうゆを各メーカーが調製し、自社の銘柄として販売しているが、全国レベルとの比較や自家醸造の醤油・味噌メーカーの検証などを実施し、県として品質基準を明確にしていく必要がある。それを通して、将来にわたり持続可能な文化のレベルを確保できると思う。また、例えば本県の花の名所を全国の名所や国際レベルと比較した場合、どの程度の水準まで引き上げるべきかとの課題が生じると思う。文化の品質基準を検証していく取組が必要と思うが、考えを聞く。

観光交流課長

観光コンテンツや食文化に関する全国的あるいは世界的な基準は、具体的に設定できないため、今後研究したいと思う。今回のＤＣを通して多くの観光客が来県したが、観光客の満足度が最も重要な視点と考えており、その意見を取り入れ、満足

度の高い観光コンテンツを継続的につくることでレガシー化されると思っている。

宮下雅志委員

ぜひ検証してほしい。今回のＤＣやプレＤＣ、アフターＤＣなどのイベント開催時にはある程度注目を集めて人出もあると思うが、問題はその後である。地場産品の振興も含め、継続的に誘客できる観光コンテンツがなければ、一過性で終わってしまうおそれがあるため、ぜひ非常に高いレベルを確保してほしいが、考えを聞く。

観光交流課長

委員指摘のとおり、引き続き観光客の意見や各事業者の成功事例を学ぶとともに、改善につなげていきたいと思う。ＤＣ期間中は朝、夕方、夜の企画をふんだんに取り入れ宿泊につなげる取組を実施してきたので、それらも含め、よりよいものにしていくためのセミナーを今月から開催予定である。

長尾トモ子委員

関連して聞く。今回、台湾からも多くの観光客が来県し、大内宿が大変人気だったが、その周辺によさこいの団体があり、観光客の前で踊ることもある。そのような団体と地域が連携して観光客を迎える取組が必要だと思うが、現在の取組状況を聞く。

観光交流課長

団体間の連携による魅力づくりについて、ＤＣ期間中、例えば旅館ホテル組合と相馬双葉漁業協同組合が連携し、常磐ものをホテルで提供した事例があり、今後も継続するとのことである。期間中に様々な横のつながりができたことは非常に大きな成果であると思っている。今後、地域の魅力をさらに磨き上げるために、既存の観光資源に付加価値を与え、より楽しんでもらう取組が必要と考えているため、今月から始めるセミナーにおいても事業者間の連携を促したい。

宮本しづえ委員

中小企業賃上げ緊急一時支援事業について、３万2,000人の申請上限に対し、２万2,000人台の応募があったと商工労働部長から説明があった。本事業への期待は大きいと思うが、申請状況をどう評価し、今後の取組にどのように生かそうと考えているのか。

雇用労政課長

中小企業賃上げ緊急一時支援事業については、おおむね２万3,000人弱の申請を

受け付けている。当課では、福島労働局から提供された概数を基に十分足り得るものとして３万2,000人分を想定し、令和７年12月定例会で補正予算を計上した。補正予算の議決後すぐに周知しており、市町村をはじめ各団体への追加の周知も行った。２月の申請受付開始時点で多くの申請があり、申請件数の５、６割を数日間で受け付けた。現時点で上限の約７割に相当する申請があり、必要な事業者に周知が行き届いていると理解している。今後は、事業者が継続して稼ぐ力をつけ、賃上げの原資を確保してほしいと考えている。

宮本しづえ委員

ほぼ想定内と受け止めていると認識した。福島市は、県の支援額である３万円に１万円を上乗せしており、市への申請期限は７月31日である。県事業の決定を受けていることが要件だが、県事業の募集は既に終了しており、期間のずれが生じている。せっかく福島市が上乗せするのだから、募集期間を延長すべきと思う。同様の支援を実施している岩手県の事例を聞いたところ、当初は想定していた申請件数に到達せず、その後、周知に力を入れるとともにより簡易な申請方法を導入した結果、翌年度は100％に近い申込みがあったとのことである。新規事業を実施する際は、相応の工夫が必要である。中小企業賃上げ緊急一時支援事業は緊急的な事業とのことだが、継続してほしい。現在、中東情勢に伴い県内中小事業者も大変な影響を受けており、県の商工団体からは賃上げを何とかしてほしいとの声を聞いた。福島市内の一事業所では、従業員の時給を10円上げるために月額1,000万円の原資が必要とのことで、何十円も上がれば大変深刻である。県内事業者は大変な状況だが、賃上げしなければ労働者を確保できないだけでなく、労働基準法違反となってしまうため努力しており、県はより一層支援すべきである。企業に稼ぐ力をつけさせる支援をするとの説明があったが、経営の維持が深刻な課題である。そのような中小企業の現状を認識し、本事業を継続すべきと思うが、部長の考えを聞く。

商工労働部政策監

委員指摘のとおり情勢を注視すべきだが、昨年度も議会で答弁したとおり、原則として今回限りの事業としている。また、雇用労政課長も答弁したが、企業に対し直接給付を行うだけでなく、企業の足腰を強くして稼ぐ力をつけてもらう必要がある。それでも駄目な場合、既存事業である経営相談や資金繰り支援を通して中小企業を支援していきたい。

宮本しづえ委員

稼ぐ力を支援し、駄目だったら融資するとのことだが、融資を活用して設備投資をする状況にはないと思う。何らかの直接的な支援が求められる情勢であることを踏まえ、県内中小企業を支援すべきである。現在、商工労働部では先端産業を一生懸命応援しているが、各分野の事業者や労働者の努力が県内経済を支えており、それをしっかりと支援する必要があると述べておく。

事業者の足腰の強化に関連して、省エネの推進も非常に重要である。デジタル化やＡＩ化によりエネルギーの必要性がますます高まると言われているが、省エネの推進を通して事業者の経営改善に資する支援策を考えていく必要がある。事業者において電力消費量が最も多いのは空調関係であり、約４割を占めると言われている。一部の事業者においては空調設備の転換を始めており、それに対する支援策を導入することで、エネルギー全体の転換を図る必要がある。無理のない省エネにより、原発35基に匹敵する省電力効果があると言われている。また、今後は蛍光灯の製造が禁止されるが、ＬＥＤ照明への交換により原発８基分の省電力が見込まれるとのことである。そのような取組を積極的に支援することで、結果的に稼ぐ力を支援することとなると思う。現在、産業構造の変化が起こりつつあり、新分野への支援を強化する必要があると思う。

重点支援交付金で、省エネ設備への更新に対する支援事業があったが、活用状況を聞く。

経営金融課長

中小企業等エネルギーコスト削減支援事業は、３月24日で予算額に達したため募集を締め切っているが、1,206件の申請があり、順次交付決定している。

宮本しづえ委員

申請件数はほぼ予定どおりか。

経営金融課長

昨年12月定例会で議決された補正予算の積算上は1,200件を想定しており、ほぼ予定どおりである。

宮本しづえ委員

今回はほぼ予定どおり申請されたとのことだが、期間を延長すれば、さらに申請件数は伸びると思う。当該事業は国の重点交付金を活用した一時的な支援策であり、

県の事業として積極的に取り組む必要があると思うが、考えを聞く。

経営金融課長

前回の応募状況を踏まえ、今回は予算額を倍増して約22億円を計上した。また、募集開始の１か月前から特設ホームページや新聞等で周知に努め、事業者に対し申請準備期間を長く確保できたことで、早期に予算額に達したと考えられる。今年度当初予算においても、生産性向上の取組を推進する補助事業のほか小規模事業者の販路拡大やデジタル化などの取組を支援する補助事業を実施しているため、これらを組み合わせながら、各事業者のニーズに応じて支援したい。

宮本しづえ委員

生産性向上を推進する事業は確かに実施されているが、企業においては電気代の負担が大きく、その削減を非常に戦略的な課題として位置づけ、一時的な事業ではなく恒常的な事業とすることが必要と思う。そうすることで、県内企業の足腰も結果的に強化でき、経営改善にもつながり得るため、商工労働部において省エネ対策事業を重点的に実施するよう要望する。

企業局の審査において、小名浜製錬（株）などの事業縮小や撤退について説明があったが、いわき市の地域経済にも深刻な影響が生じるのではないか。企業によって様々な事情があると思うが、例えば日産自動車(株）いわき工場では今後、事務職100人の希望退職を募る計画がある。事務職の場合、デジタル化などにより人員削減に向かっていると予測できる。現在のＩＴ化、ＡＩ化により、いわき市だけではなく、日本の産業全体が大きな転換期に入ってきたと捉えるべきである。各企業の撤退や閉鎖などの動きを県として分析し、対策する必要があると思うので、しっかりと調査してほしい。あわせて、事務職も技術職も、機械化されれば当然必要とされる労働力の減少につながるが、それを仕方ないこととせず、長時間労働の是正につなげるべきである。現状をもっと分析し、事業も雇用も守るための対策を検討すべきと思うが、いわき市内の事業者の状況について考えを聞く。

商工総務課長

小名浜製錬（株）の一部生産停止に伴う地域経済への影響は様々な分野に及び得るため、今後、県としての対応を検討する。委員指摘のとおり、ＩＴ、ＤＸにより経済環境が大きく変化しつつある。県では、福島県商工業振興計画に基づき、前年度の事業をきちんと評価し、対策を検討するＰＤＣＡサイクルにより施策を推進し

ている。経済状況の大きな変化を適宜捉えながら、県の施策を考えていきたい。

金澤拓哉委員

中東情勢に伴う影響が県内企業にも生じていると思うが、地域の豆腐店では、プラスチックのパッケージの仕入れが滞っており、改善の見通しが立っていない。鍋などを持参してもらってはどうかと言ったところ、食品衛生上できないとのことであった。また、工務店において断熱材や集成材などがなかなか仕入れられず、ふだん取引をしていない複数の問屋に発注し混乱が生じ、情報が錯綜するなど様々な影響が出ているが、県内において特に影響が大きい品目や分野などの傾向を聞く。

商工総務課長

中東情勢の影響については、庁内関係部局が各分野への影響等を聞き取り、共有することで燃料の調達難や石油由来資材の供給不足による納期の遅れや価格急騰などを把握している。特に建設業や製造業が厳しい環境にあるとの声を多く聞いている。

金澤拓哉委員

適宜状況を把握していると思うが、引き続きよろしく願う。

先日の県内調査で訪問した笹の川酒造（株）では、米価の変動に伴い米農家が主食用米の生産に切り替えていることから、酒米の安定的な生産に対する懸念の声を聞いた。一方で、日本酒の輸出の際には販売価格を国内の３～４倍に設定しており、輸出量が増えれば、農家との長期契約にもつながり得ると感じた。日本酒の輸出に関して、様々な対策を講じていると思うが、直近の取組や成果を聞く。

県産品振興戦略課長

昨年度は酒米不足によりなかなか輸出を増やせないと聞いたが、結果として、各事業者においては順調に取り組んでいる。今年度は酒米が不足しているとの直接的な声を聞いておらず、今のところ確保できていると考えており、引き続き状況を注視したい。今後は、主にアメリカとヨーロッパを中心に、日本酒のプロモーションに取り組んでいきたい。昨年度と同様、トップセールスを中心に取り組みたいと考えている。

山田平四郎委員

今定例会の代表質問で新しい酵母を開発するとの答弁があり、私のところにも問合せがあったため確認したい。新聞報道によると2029年に頒布予定とのことだが、

逆算すると2028年に県内の酒蔵で試験醸造を行い、2027年にハイテクプラザで試験醸造を行うと思われ、あまり時間がない。また、酸味の少ないお酒を目指すとのことだが、うつくしま夢酵母は酸味が少ない酒づくりに適しているとして佐藤栄佐久元知事が現職の頃に開発されたものであり、うつくしま夢酵母と新酵母との違いについて問合せを受けた。きょうかい酵母の1601号や1801号と組み合わせて開発するのか。あのように新聞報道が出れば、蔵元は期待する。県産の酒造好適米と県が開発した酵母で製造したオール福島の日本酒を全国新酒鑑評会に出品できれば万々歳であり、2029年に間に合えばよいが、2028年にはきちんとした仕込みデータを取りまとめなければ難しく、３年間はかなり短いと思う。蔵元がハイテクプラザに問い合わせれば、ある程度の情報を得られるのか。酒造好適米は日本酒製造の１年前に発注しなければならない。今後のスケジュールと酵母の特徴を聞く。

産業振興課長

令和８年度から10年度の３年間、非常にタイトなスケジュールだが、ハイテクプラザ会津技術支援センターで県オリジナルの新酵母の開発を進める。今年度は既存の酵母を薬剤処理して変異株を作り、発酵力やアルコール耐性、香りなどの視点から一次選抜を行う。９年度は試験仕込み等を行い、一次選抜した酵母の中から最終選抜を行う。10年度は県で開発した酒米と組み合わせて実証し、酒の特性等を検証する。既存のうつくしま夢酵母との違いとして、ハイテクプラザ会津技術支援センターでは、リンゴやイチゴのように香りが高く、かつ酸味が弱いお酒を作るための酵母の開発を目指し、研究を進めている。

山田平四郎委員

よろしく願う。全国新酒鑑評会では、酸度が1.0を下回ると評価されないため、ある程度の酸味も必要である。ただし、人間は酸臭を嫌うため、香りが重要である。県がカプロン酸エチルや酵母を多く生成する酵母を開発すれば、きょうかい酵母の1608号や1801号を使わずに済むため、期待している。来年にも試験醸造を実施してほしい。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、商工労働部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は、暫時そのままお待ち願う。

（午後　　２時１９分　休憩）

（午後　　２時２１分　開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案９件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

渡邊哲也委員長

初めに、議員提出議案第157号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

可決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第157号については、可決の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第158号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第158号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第159号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

渡邊哲也委員長

議員提出議案第159号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第95号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第95号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第133号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第133号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第134号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第134号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第135号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第135号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第144号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第144号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第145号について、各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

否決の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続審査議案第145号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終了する。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

渡邊哲也委員長

初めに、新規請願106号については、さきに審査した議員提出議案第158号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願107号については、さきに審査した議員提出議案第159号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願62号については、さきに審査した継続審査議案第95号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願92号については、さきに審査した継続審査議案第133号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願93号については、さきに審査した継続審査議案第134号に関連し

ていることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願94号については、さきに審査した継続審査議案第135号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願100号については、さきに審査した継続審査議案第144号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は７月７日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明７月３日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、労働委員会事務局及び教育庁の審査である。

これをもって散会する。

（午後　　２時　３分　散会）